

芝山町シェイクアウト訓練を 開催します

☎ 総務課 行政係 ☎77-3903

いつか来る災害に備え「シェイクアウト訓練」を今年も行います。自分や家族を守るため、積極的なご参加をお願いします。

■訓練日時 9月1日(金) 午前10時開始

- ・9月1日に実施できない場合は、ご都合の良い日時に実施いただいてもかまいません。その際は、各団体などで開始時間を決めて実施をお願いします。

■訓練内容 シェイクアウト訓練 (一斉行動訓練)

- ・揺れから身を守る一斉行動訓練を実施します。

■実施時間 午前10時からおおむね1分間

- ・訓練当日の午前10時に、防災行政無線で訓

練開始の合図をします。合図がうまく受け取れなかった場合でも、訓練の実施をお願いします。

■実施区域 芝山町全域

■訓練場所 それぞれの自宅・職場・学校など

■想定災害 芝山町で震度6強の地震が発生

■留意点

- ・自動車、自転車、歩行などの移動時は、安全管理のため、訓練を行わないでください。
- ・地震、風水害などの発生による本部体制の設置およびこれと同等の重大な事態が生じた場合は、訓練を中止します。

シェイクアウト訓練とは

シェイクアウト訓練は、2008年に始まった新しい形の地震防災訓練です。訓練方法はシンプルで、指定された日時に、特定の会場に集まることなく、各家庭、職場、学校、外出先などそれぞれの場所で、参加者が地震から身を守

るための『3つの安全行動』を約1分間行います。地震による人的被害の多くは、揺れによる家具の転倒、落下物による負傷などです。それらの被害から身を守る有効な手段である『3つの安全行動』を身につけるための訓練です。

訓練内容

1. 身の安全の確保

訓練開始の合図を機に、各家庭、職場、学校、外出先などそれぞれの場所で約1分間、①姿勢を低くし②体や頭を守り③揺れが収まるまでじっとする、といった、身の安全を守る『3つの安全行動』をとっていただきます。

【身を守る3つの安全行動】



2. 防災対策の再確認

上記の行動後、家庭や職場など、それぞれの場所

で建物や建物周辺的环境の点検や家具などの転倒・落下防止の確認を行うなど、下記の防災対策の再確認をお願いします。

【家庭・地域・職場などにおける防災対策の確認事項】

- (1)災害情報の入手方法や避難所など、町の防災情報を確認しましょう。
- (2)上部からの落下物や家具の転倒がない安全な場所を確認しましょう。
- (3)家庭、学校、事業所などの備蓄を点検しましょう。
- (4)家族などとの連絡手段を確認しましょう(災害伝言ダイヤル171など)。
- (5)家具の転倒防止や照明の落下防止など、家や会社の安全を点検しましょう。

芝山町シェイクアウト訓練は『効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議 (ShakeOut 提唱会議)』の認定を受けて実施します

2017.09.01 am 10:00 START
芝山町シェイクアウト
防災番号 290065 号





児童扶養手当・特別児童扶養手当 現況届・所得状況届を忘れずに

問 福祉保健課 子育て支援係・福祉係 ☎77・3914

現在児童扶養手当を受給されている方は、8月1日から8月31日までに現況届を提出してください。特別児童扶養手当を受給されている方も、8月12日から9月11日までの開庁日に所得状況届を提出してください。

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない18歳までの児童（障害のある児童は20歳未満）の、父または母や父母に代わってその児童を養育している方（養育者）に支給する手当です（所得制限があります）。

■支給額		(月額)
全部支給	42,290円	
一部支給	42,280円～9,980円 (前年所得に応じ10円刻みで変動)	
加 算	第2子	9,990円
	第3子以降	1人につき 5,990円

*平成29年4月分より額が改定されました。

■手当を受けられる場合

1. 父母が離婚した後、父または母と一緒に生活をしていない児童
2. 父または母が死亡した児童
3. 父または母が重度の障害にある児童
4. 父または母の生死が明らかでない児童
5. 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
6. その他（父または母から1年以上遺棄されている児童など）

■受給資格がなくなる場合

1. 手当を受けている父または母が婚姻したとき
2. 対象の児童を養育しなくなったとき
3. 国民年金（老齢福祉年金を除く）、厚生年金などの公的年金を受けることができるようになったとき
4. その他

特別児童扶養手当

※ご不明な点は、子育て支援係へお問い合わせください。
《注意》 受付期間内に現況届の提出がない場合、8月分以降の手当を受けることができなくなる場合があります。また、2年以上現況届の提出がないと、時効により支払いを受ける権利がなくなります。

20歳未満で心身に障害のある児童扶養のため、その父または母は養育者に対して支給する手当です。

■手当を受けられる場合

精神または身体に「障害等級表」に該当する程度の障害のある児童の父または母は養育者

■受給資格がなくなる場合

1. 手当を受けている父または母が養育者が対象児童を監護、または養育しなくなったとき
2. 対象児童が児童福祉施設や心身障害者援護施設に入所したとき
3. 対象児童が死亡したとき
4. 手当を受けている父または母が養育者が死亡したとき
5. 対象児童が、障害を支給事由とする公的年金を受けることができるようになったとき

ひとり親家庭（母子・父子家庭）等医療費助成制度

ひとり親家庭の父または母とその子どもが、病院などの医療機関にて保険診療を受けたとき、その自己負担額の一部を助成しています。

《助成額》 医療機関で支払った自己負担額から、一部負担金を差し引いた額

一部負担額→通院 診療報酬明細書1件当たり1,000円

調剤 診療報酬明細書1件当たり1,000円

※所得制限額は児童扶養手当支給制限額と同額です。

※毎年8月に資格申請が必要になります。申請については、福祉保健課子育て支援係へお問い合わせください。